

平成 28 年度スマートマンション導入促進事業に係る助成対象機器募集要項

(制定) 平成 29 年 1 月 13 日付 28 都環公総地第 1658 号

(目的)

第 1 条 この募集要項は、スマートマンション導入促進事業（第二期）助成金交付要綱第 6 条に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下、「公社」という。）が助成対象とするシステムの募集に関して必要な手続き等を定めるものとする。

(助成対象システム・機器の募集)

第 2 条 公益財団法人東京都環境公社（以下、「公社」という。）は、スマートマンション導入促進事業を実施するに際し、助成対象システム・機器を募集し、要件を満たすものを公社において登録する。

第 3 条 登録対象とするシステム・機器は、スマートマンション導入加速化推進事業において一般社団法人環境共創イニシアチブの確認を受け、補助対象システム・機器として登録されているシステム・機器とする。

(登録の申請)

第 4 条 MEMS アグリゲータ等が、自らが提供する助成対象システムの登録を申込みときは、様式 1、様式 1-1 によるシステム登録申請書、様式 2 による誓約書及び公社が必要とする書類を公社へ提出しなければならない。

(登録の決定)

第 5 条 公社は、前条の規定によるシステム登録申請書類の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査を行い、システム登録すべきものと認めたときは、速やかに登録の決定を行う。

2 公社は、前項の決定を行った際には、様式 3 によるシステム登録決定通知書により、申請者に通知するとともに、通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

3 公社は、システムの登録が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請受付期間)

第 6 条 申請受付期間は、平成 29 年 2 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日（当日必着）までとする。

(審査結果の通知)

第 7 条 審査結果の通知は、平成 29 年 3 月下旬の予定とする。

(登録決定の取消し)

第8条 社は、申請者に虚偽申請等不正事由があることが発覚したときは、第5条第1項の規定に基づく本申請にかかるシステム登録を取消しすることができる。

2 社は、本条第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに申請者に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第9条 この募集要項に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、社が別に定める。

(施行期日)

第10条 この募集要項は、決定の日から施行する。